

平成30年10月4日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
「株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等につ
いて」（平成30年10月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について

<検査の状況の概要及び所見>

1 危機認定等について

主務省は、危機認定及びその継続に際して、一般の金融機関の貸付けの状況等について、一部の危機事案の認定を除き一般の金融機関からの聞き取りによる調査は行っていなかった。

所見:危機認定については、十分に調査を行うことが困難な場合もあると考えられるが、可能な限り調査を行った上での確に判断し、危機認定の継続に際しては、継続の必要性等について十分な調査を行った上での確に判断すること

2 不正事案の状況について

15本支店で計1,017件の危機対応貸付けを抽出して検査するなどした結果、計15件の不正があった。長野支店においては、平成25年に組織金融部等が行った調査によって、少なくとも8件は不正が行われていた可能性が高いことを組織金融部等は認識していたが、取締役会等に報告しておらず、他の営業店で同様の事態がないかの調査も行っていなかった。

所見:危機対応貸付けについては、取締役会等において適切に報告を行うことや、内部監査等において改ざんなどによる不正のリスクへの対応を適切に行うことを徹底するとともに、要件の確認や、要件を確認するための資料の真正性の確認等を確実に行うことについて職員に対する研修を実施するなどして、不正等の再発防止を徹底すること

3 利子補給の実施状況等について

雇用維持利子補給を適用した貸付日から6か月後の確認以降に従業員数が減少しているもの、経営支援型利子補給を短期間に繰り返し適用しているもの及び一般の金融機関から通常の条件による貸付けの提案を受けている事業者に対して貸付けを行っていたものが見受けられた。

所見:商工中金において、制度趣旨に十分に留意して運用すること。また、主務省において、指定金融機関が制度趣旨に十分に留意した運用を行うよう、制度を適切に運営すること

4 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠について

商工中金は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかったが、会計検査院の指摘を踏まえるなどして検討した結果、30年度に150億円を国庫に納付することとした。

所見:事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的に検討を行うなどすること